社会制度の持続性チーム研究会報告:2004.07.11:元興寺文化財研究所

# 漂流・漂着から見る近世琉球 - 中国と日本の狭間で -

渡辺美季(東京大学大学院)

# 1.はじめに

# (1)近世琉球とは?

近世琉球 = 一般的に 1609 年の島津侵攻から 1879 (明治 12)年の琉球処分までの時代 Cf.先史時代 古琉球 近世琉球 近代沖縄 戦後沖縄

#### 中日「両属」の時代 図 1

- = 14 世紀後半以来の中国(明清)との君臣関係(冊封・朝貢関係)を維持したまま、幕藩制国家の支配領域に包摂された時代
- = 中国と日本という二大国の支配論理が琉球において重なり合っていた時期(近世琉球は中日の支配論理のゾーン的境界だった)

但し東アジアにおける中日の支配論理の位置付けには明確な差違があった。

- ・中国型世界秩序…広く国内外に認められ実効性を有していた。
- ・日本型華夷観念…日本国内のみで通用した観念的構築 自らの権威の虚構性を自認。 その「威光」が傷つけられることを恐れて中国(特に清朝)との直接交渉を回避。

両支配論理とも自らを世界の中心に位置付けている点は同様。

#### 王府の自己変容

近世初期の外的衝撃(島津侵攻&明清交替)に大動揺し、旧来(古琉球)の体制では対処しきれず諸問題が表出 羽地朝秀(摂政)・蔡温(三司官)といった政治家による約一世紀間(17世紀半 - 18世紀半)の改革 新しい国際関係に対応できる国家へと自己変容。

近世琉球は、中国・日本という二支配論理を前提に、それらと独自の国家構成原理を不可分に整合させて初めて存在し得た国である。

### 問題関心

琉球にとっての"両属"とは?=中日支配論理の狭間(つなぎ目)の構造とは?

琉球の特性

狭間の特性

#### なぜ漂流・漂着問題か

具体的には琉中間の漂流・漂着問題がメイン

- (a)単なる政治外交上の問題に留まらない「対外関係」を考察できる。
- ・近世琉球において、国家間関係の担い手ではない人々が、国家の設定した領域を越え、 更にそれが公然かつ連綿と記録される殆ど唯一の素材。 いつどこへ?誰が?どこに?が 想定できない。 自国の漂流民・他国の漂着民に対する対処法を国内に備え、また発生し た事件を接点に他国と外交関係を持たざるを得ない。

対外政策と国内統治の接点・緊張関係の一端を明らかにできる。

- (b)「両属」的状況の内実を具体的に明らかにし得る。
- ・中国の支配論理だけでなく、日本の支配論理(特に幕藩制の対外規制)も及ぶため、この二つの支配論理の併存の実態や、それら「外的」支配論理と琉球の国家構成原理の折衝の実態を知り得る。

中日の支配論理が琉球にどのような意味を持ち、またこれらの支配論理に対して琉球がどのような意味を持ち得たのかという側面から東アジアの国際関係の一側面を分析可能。

# 2. 漂流・漂着から見る近世琉球 - 中国と日本の狭間で -

## (1) 処置制度 図2

#### 清朝

清代中国における外国人漂着民への処置を、琉球人漂着民の事例分析を中心に考察。

国家的な処置制度 [処置]「国家的撫恤として救助・保護」「地方官が公費を支出し衣糧を支給、船隻を修理、本国に帰国させる」+[送還]「朝貢ルートを利用した送還」(琉球の場合は、漂着地から福建省福州府の琉球館(柔遠駅)に転送し、そこから原船、琉球の貢船などで帰国)

(a)清朝の国制総覧とでも言うべき『大清会典』(=規定上の処置制度)を分析 清初から礼部の管轄下で地方官が各地の前例に準じて処置を行う。 乾隆二(1737)年の 琉球人漂着事件の際に下された上諭によって全国的な処置の指針が成立。+国家諸制度の 整備(特に公費改革) 外国人漂着民の処置には中央(六部)の関与が深まる。

処置は全国的に均質化し国家的な制度として定まり各地方に示達されていった。

- (b) 琉球人漂着民に対する具体的処置 (=実態としての処置制度)を分析 漂着地において「国家的制度としての処置の大枠」は原則的に守られる。
- ・地方官の認知によって初めて「漂着民」へ
- ・撫恤の建前 裏では見返りを要求される etc
- ・原則の枠内での処置の細部は、清側(総督・巡撫から末端の胥吏まで)と琉球側(多くの場合は渡唐役人)の交渉によって「慣例的に」定まる。/重要なのは前例/負担や利潤は漂着民でなく琉球王府へ/「慣例的な処置」は乾隆中期頃にほぼ定着(乾隆期 = 1736-95)。(c)清の処置に対する琉球の認識・受容

琉球王府の認識:清への漂着とは 琉日関係露見の危険性を有するもの、 漂着民や渡唐役人が利潤を得る機会となり得るもの 国内への管理統制策 そうした国情を背景に清側と交渉 清の処置に影響(ただし清は琉球の国情は感知せず)

清の処置制度は琉球側の認識とそれに基づく受容の過程の中で、琉球王府の立場を支える「制度」へと変容

「清代中国における漂着民の処置と琉球(1)」『南島史学』54、1999、「同(2)」『南島 史学』55、2000

### 琉球

近世琉球の対異国船漂着体制を、漂着民の大半を占めかつ同格の処置を施すよう定められていた「中国人・異国人・出所不明の異国人」(特に前二者)への処置体制を中心に分析。 (出所不明の異国人=東南アジアなど中国の朝貢国からの漂着民を包括的に指す)

国家的な処置制度 [ 処置 ] 「救助・保護」「王府財政からの支出で処置」「原則的に隔離」+ [ 送還 ] 「可能なら漂着地から原船で帰国」あるいは「泊村転送後、貢船で福州へ送還」 図 A

- (a)近世琉球では異国船漂着に対して、国王を頂点に末端部に百姓までも組織した王府機構のほぼ全体背備える体制が作られた。
- (b)中央では鎖之側を中心とした分業体制:「国王-摂政・三司官」の下に総責任部局として鎖之側があり、その下で各役座が分業。特に泊村は漂着民収容センターとして重要。処置は那覇駐在の薩摩役人が監視し、彼ら及び王府から薩摩藩へも報告。薩摩は長崎・江戸へ報告。
- (c)地方では、中央から派遣された交代制の海防官(在番)の指揮下に、地方役人(農民)が異国方・遠目番といった形で組織され、異国船の漂着に備えた。そこには宝永元年の恩条目・異国船絵図・異国船旗印絵図などが配布され浸透させられていた。
- (d)幕藩制との連動:幕藩体制の確立期と重なる 1630 年代から 80 年代、琉球の地方における対「異国船漂着」体制は、幕府や薩摩の意向による他律的なもの(キリシタン警戒が主な目的)。 東アジア情勢の安定後は「琉球内部の構造改革」として推進。(例:諸浦在番・久米島在番の職制改革:地元とのつながりを徐々に失わされ、王府による交代制派遣官へ)。

「近世琉球における対「異国船漂着」体制 - 中国人・朝鮮人・出所不明の異国人の漂着に備えて - 」琉球王国評定所文書編集委員会編『琉球王国評定所文書 補遺別巻』浦添市教育委員会、2002

## (2)日中の支配論理

近世琉球では「中国人・朝鮮人・異国人」漂着民の処置に関して、日本・清からどのような指示がなされ、最終的にどのような規制が定着したのか。

#### 中日の外的規制

- (a)16 世紀初頃から朝貢ルートの利用による明を中心とした漂着民送還の慣行が定着 清代の送還制度へ継承される。
- (b)1609 年の薩摩藩の侵攻
- ・幕府の漂着民送還体制(長崎回送)へ変更を余儀なくされる。
- ・幕府の対外政策による規制:主にキリシタン禁制+貿易禁制( 清朝の展界令)
- (c) 送還方法の変更
- 1684 年、中国の海禁解除(展界令)と、康熙帝による濱海各王への遭難した中国商人の保

護・送還を命じる旨 琉球は薩摩の指示を仰ぐことなく独自にこの命令を受諾し、中国の 送還体制に復帰 7年後に薩摩側に露見。薩摩側がやむを得ず追認。

### (d)主体性?

先学は琉球の行動を琉球の(幕藩制に対する)「主体性」の発揮であると意義付けた(それ以前の「薩摩藩支配下の近世琉球=幕藩制の中の『異国』」という総括へのアンチテーゼ)。 さらに送還方法の改変は、「琉球が幕藩制よりも清朝との冊封体制を選択しようとしたからである」と琉球の「主体性」をより意志的なものとして捉えた見解も。

### (e)変更の理由 = 琉日関係の隠蔽

但し変更は「送還方法」のみ。キリシタン禁制と貿易禁制はなんら変更なく、かつ幕藩制 による規制の重点はむしろこれらにあった。

(渡辺)漂着民送還方法の歴史的経緯と東アジアにおける国際秩序の状況から、むしろ清日の支配論理の東アジア世界における位置付け及び性質の差違に起因する部分が大きかったと理解。そしてこれらの相違こそが琉球における二大秩序の「棲み分け」を可能にする条件でもあったと解釈。すなわち中国型世界秩序のみに従うという明代よりの姿勢を建前として、極力これを侵さないという認識を共有しながら、水面下で(琉日関係を隠蔽しつつ)日本の諸規制が挟み込まれるという複雑な二重構造(いわゆる「両属」的状況)が、漂着民への処置の中に生じた。

### では中日の支配論理が相反した場合は?

「漂着民の船隻・積荷の処置」

清の制度では変価(換金)/日本は漂着民とのいかなる売買行為も禁止( 貿易禁制)

- (a)「商売厳禁」を国法化。官僚層である士族も学習という形で習得。
- (b)ところが王府ぐるみでたびたび違反。

[史料1]船隻の買い取り、[史料2]御恵銀の支払、[史料3]積荷を買い取りなど

琉球は中日の支配論理を明確に区別し、それらを組織的・体制的に調整するような「国家運営」を国内的に行っていた。 琉球王府では、「国法」遵守よりもむしろ、王府の側から見て整合性を持つような選択(中日の支配論理の矛盾調整、現状に折り合いを付けること、明確な利潤追求など)を行い、同時に中日それぞれに向けた「支配論理受け入れ」の体裁を維持するということが重視されていた。 王府の機構には、これを支える士族層がのノウハウを学習という形で習得し、その実践を士族個人の功績と結びつけて推奨するような構造が存在していた。

それ自体が中日の支配論理のゾーン的境界(frontier)であった近世琉球においては、 琉球自身が自律的に管理・運営する両支配論理のライン的境界(boundary)が存在してい た。 = 琉球が二つの支配論理を繋ぐ関節(joint)としての機能を持ち、それを自らの国家 構成原理の中に不可分に組み込んでいたということを意味。

「近世琉球における中国人漂着民の船隻・積荷の処置の実態 - 日本と中国の狭間で - 」『アジア文化研究』別冊 12、2003

### 琉日関係の隠蔽 3

漂着問題に関する「中国(主に清朝)に対する琉日関係の隠蔽」の実態を分析

#### (a)隠蔽政策研究

- ・清代に入ってから薩摩の指示で開始
- ・従来「島津氏及びそれに従属的に一体化した琉球による朝貢関係維持のための措置」という大雑把な二項構造に収斂されて論じられる(「琉球と中国の朝貢関係を維持するための措置にほかならなかった」など)

### (b)隠蔽の概略

中国人に対して日本の物品を隠匿し日本との関係を口外しないこと [原則] 一六一年に琉球から薩摩に割譲され二四年に薩摩藩の蔵入地とされた道之島(奄美諸島)も清朝に対しては「琉球領」の建前を貫くこと、 やむを得ない場合は日本を「宝島(七島)」と 詐称すること [応用]( 十八世紀前半頃に創出され後半期に強化された「宝島のレトリック」)

#### (c)隠蔽の浸透化

原則 身分の別なく国中へ 一種の対外関係イデオロギーとでも呼ぶべき認識(=清朝に対する琉日関係の隠蔽)が国中の人間に共有+更にこの認識を日本側とも段階的に共有応用 主に士族に対して布達 王府の官僚及び官僚予備軍である士族は、公務に必要な知識として「応用」を学習し、中国漂着時の弁明としてよりもむしろ王府行政の中でそれを運用し、それは士族個人の立身出世と密接に結びついていた。

# (d)薩摩の支配に対する隠蔽の「壁」化

那覇に駐在する薩摩役人にとって、琉球による漂着民への処置の監視は任務の一つであったが、隠蔽のため直接的な監視はできない。 検見役は漂着民と同じ村に入れず、最大限接近する場合でも御簾越しの「見分」が限界。 自らの決して踏み込めない空間を琉球側に構造的に保障。

[見分の事例:1741年、中国人漂着民]見分そのものを目的とした簡素なもの …休太夫殿・甚蔵殿(検見の薩摩役人)から中国人を見分したいと言われたので、在番仮屋へ座を用意し戸口に簾などを掛け、琉球の装束で、与古田親雲上(鎖之側代理)と共に、御見分なさった。

[見分の事例:1794年、朝鮮人漂着民]一大国家饗応儀礼化

朝鮮人達に村内を歩行させると申し聞かせ、泊頭取・通事・勤番人が警護して連れ出し、 伊波親雲上宅門前を通る時に、泊筆者が出ていって、亭主であるという筋書きで、「朝鮮人 が今日歩行して、村内へ出る事を、親類の女どもが聞きつけてやって来ているので、どう か支障が無ければ招き入れ茶・煙草を馳走したい」と通訳を介して挨拶し、庭へはあらか じめ日よけを掛けむしろなどを敷かせておき、[そこで]茶・煙草を出し暫く休んで、亭主 からと言って、引率者も相伴させて饅頭を馳走する。 見分は薩摩役人と琉球王府が口裏を合わせて省略することも(ただし薩摩藩には「見分した」と虚偽の報告)

実際の監視は虚実化し国家規模の饗応儀礼へとその重心を移行していく傾向 (e)隠蔽とは何か

- ・隠蔽は、実際的な外交必要上の対策というよりは、むしろ同質ではない中日の支配論理の併存が前提的に有する矛盾と限界に対して琉薩が抱いた危機感の産物であり、また隠蔽の推進・強化は、この想定される危機を可能な限り安定的かつシステマティックに回避し得る構造を琉球の国家構成原理の中に内在化していく過程。
- ・清日の裾野も巻き込む
- ・琉球は狭間運営の機能を国家構造の中に内在化させ、狭間の運営をその国家運営に重ね合わせた ただし極めて曖昧な地盤(危機感)の上に極めて曖昧な共通認識を前提に緻密に築かれたその構造は、堅固であろうとすればするほどその本来の目的から遠ざかり儀礼化し柔軟性を失っていった。

史学会口頭報告「清に対する琉日関係の隠蔽と漂着問題」(東京大学、2001.11.11)

## (3)国内問題としての漂着事件

## 下級士族にとっての漂着事件

漂着民収容センターとしての泊村の機能の概略、及び士族の中で地位的に最も低かった泊士たちが、漂着民の世話という役割の中で漂着民との関わりを僅かなチャンスとして利用し、自らの立身出世をはかろうとした様子を論じる。(朝鮮人の世話の特化 朝鮮語通詞の輩出、漂着民の治療成功の功績化など)

「近世琉球における外国人漂着民収容センターとしての泊村」(沖縄研究国際シンポジウム事務局編『第四回「沖縄研究国際シンポジウム」ヨーロッパ大会 世界に拓く沖縄研究』同会、2003

### 介抱と管理の狭間

「礼を尽くして介抱すべき客人」という建前の下で実施された、琉球王府の外国人漂着民 (特に天朝の民である中国人)に対する管理政策の実態を、主にその国内統治との関わり の中で分析。(漂着民の自発的隔離を促す口実など)

「近世琉球における外国人漂着民の処置の諸相 - 「介抱」と「管理」の狭間で - 」(科研成果報告書/研究代表者:村井章介『8-17世紀の東アジア地域における人・物・情報の交流 - 海域と港市の形成、民族・地域間の相互認識を中心に - 』東京大学人文社会系研究科、2004年

### 3.今後の課題

社会制度の持続性と絡めて、今後考えていきたいと思っていること 狭間の性質など

(おまけ)更に最近は地図にハマっております。 付録プリント

詳細は 深瀬公一郎・渡辺美季「沖縄県立博物館所蔵『琉球國圖』」科研成果報告書/研究 代表者:高良倉吉『琉球と日本本土の遷移地域としてのトカラ列島の歴史的位置づけをめぐる 総合的研究』琉球大学法文学部、2004)